

株式会社 ダイセキ環境ソリューション

I 企業情報

令和2年4月1日現在(令和3年3月23日一部修正)

(1) 名称	株式会社ダイセキ環境ソリューション						
(2) 所在地	名古屋市瑞穂区明前町8-18						
(3) 代表者氏名	代表取締役社長 山本 浩也						
(4) 設立年月日	平成8年11月1日						
(5) 資本金等	22億8,746千円						
(6) 従業員数	204人						
(7) ホームページ	http://www.daiseki-eco.co.jp/						
(8) 保有施設数(企業数) (グループ企業を含む)	施設(企業)名	浄化等処理施設			セメント製造施設	埋立処理施設	分別等処理施設
		浄化	溶融	不溶化			
	名古屋リサイクルセンター	○	—	○	—	—	○
	弥富リサイクルセンター	○	—	—	—	—	○
	横浜生麦リサイクルセンター	○	—	—	—	—	○
	大阪リサイクルセンター	○	—	○	—	—	○
	横浜恵比須リサイクルセンター	—	—	—	—	—	○
	岐阜リサイクルセンター	○	—	—	—	—	○
(9) 汚染土壌処理に関する問い合わせ先	名古屋(名古屋本社) TEL:052-819-5310 大阪(関西支社) TEL:06-6555-1330 東京(東京本社) TEL:03-3456-2801 仙台(東北営業所) TEL:022-797-0355 E-mail:info@daiseki-eco.co.jp						

Ⅱ その他全施設共通項目

1. 汚染土壌管理票の保管

管理票の保管期間について	<ul style="list-style-type: none">① 法対象外も含め、全て5年間保管している。② 法対象は5年、法対象外は <input type="text"/> 年間保管している。③ 法対象外案件は保管しない。(返送確認後、処分)④ その他()
--------------	---

2. 適正処理の推進

土壌汚染対策法や汚染土壌の処理業に関するガイドラインには記載されていないことで、適正処理確保のために独自に取り組まれていることがあればお聞かせ下さい。

・分別等処理後土壌の再委託につき、受入証明書を再委託先から徴収し、排出元へ提出することで、2次処理側の適正処理を担保しております。

・運搬業者(協力会社)へはデンカン仕様を推奨し、汚染土壌運搬に関する勉強会を実施しています。